

第2回産業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成19年12月21日（金）10:00～12:00
- 2 場 所 総務省第二庁舎3階 第一会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、出口委員、椿委員、本間委員、長屋委員、三木委員、山下委員、審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県）、農林水産省（木村センサス統計室長他）、會田統計審査官他
- 4 議 題 平成20年に実施される漁業センサスの計画について
- 5 概 要
 - (1) 前回部会で指摘された事項
 - ア 官公庁・学校・試験場の除外について
 - ・ 産業統計の位置付けを強めることから、官公庁・学校・試験場は除外することとしているが、それらの事業所においても、産業分類上の漁業に格付けされているものがないか確認する。漁業に産業格付けされているものは、調査対象とするよう検討する。
 - イ コミュニティー活動等の把握について
 - ・ コミュニティー活動を把握することは重要であり、地域活性化施策の観点からも捉えるよう検討していただきたい。
 - ・ 海水浴場、マリンスポーツなどについては、漁業のサービス産業化の形で捉えれば意義があり、漁業の地域の活性化につながるという意味で重要である。
 - ・ コミュニティー活動を捉えるならば、漁業に関する情報だけでは不十分であり、個々の活動についてはそれぞれ所管する行政機関が把握している。
 - ・ 将来的には、産業全体について、それを支える地域におけるコミュニティー活動を捉え、小地域情報として結果表章を行うことの検討も必要ではないか。
 - (2) 残りの論点案について

残りの論点案については、すべてほぼ妥当であると了承された。

 - ア 新規就業者「過去1年以内に新たな漁業を始めた人」の定義について
 - ・ 年齢は、15歳以上65歳未満の者となっているが、漁業の場合は高齢者が多いので、65歳以上の新規就業者がいた場合は把握できないのではないか。
 - ・ 漁業の活性化等の観点から、新規参入は重要であり、異業種からの参入も多い。
 - ・ 年齢条件については、定義を明確にするよう検討していただき、次回の部会で報告されたい。

イ 漁船登録データの活用について

- ・ 個人情報保護条例で、「統計作成目的の場合には、データを提供することができる」旨の規定のある県と規定のない県がある。
- ・ 登録された情報は、各都道府県が独自の電子化を図っており、データ形式等は統一されていない。
- ・ 登録されたデータは、必ずしも最新のデータではないので、実態を反映するものではない。
- ・ 漁船登録データは、漁業センサスの調査項目と共通性が少なく、あまり活用できない。
- ・ 漁船登録データの活用にあたり、国から文書をいただければ提供しやすい。
- ・ 漁船登録データの活用のしかたについて検討を行い、将来的に、行政情報が漁業センサスに生かせる方向を探っていただきたい。

ウ 水産統計全般のあり方について

- ・ 農林水産業は、他産業と異なり特殊性があるので、生産性を把握するという観点から、今後の農林水産業の統計調査の在り方について、さらに検討していただきたい。

6 次回予定

次回は1月10日（木）10時から総務省第2庁舎（若松町）3階会議室で開催される予定とされた。